

建設委員会議録 第一一一十号

(五九二)

昭和二十七年四月十六日(水曜日)

午後一時四十六分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君

理事 鈴木 仙八君

理事前田 繁之助君

逢澤 寛君

小平 久雄君

篠田 弘作君

佐々木更三君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清義君

國務大臣 高田 英一君

國務大臣 西村 勝君

國務大臣 池田 弥市君

國務大臣 峯雄君

國務大臣 伊八君

出席政府委員

特別調達廳長官

給理府事務官

特別調達廳長官

給理府事務官

特別調達廳長官

給理府事務官

特別調達廳長官

給理府事務官

特別調達廳長官

給理府事務官

特別調達廳長官

給理府事務官

特別調達廳長官

特別調達廳長官

出席委員

伊豆、大仁間道路幅員拡張等の請願

(畠山鶴吉君紹介)(第二二一八八号)

道路法改正案中特別負担金の條項削除の請願(坪内八郎君紹介)(第二二一九〇号)

国際観光温泉文化都市として伊東市に国庫補助金交付の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二二一九一号)

国際観光温泉文化都市として伊東市に国庫補助金交付の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二二一九三号)

新丹那トンネル有料観光産業道路として開設促進の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二二一九三号)

行政協定による駐留軍の物資及び役務等調達に関する請願(松岡駒吉君紹介)(第二二一九五号)

同(加藤充弘君紹介)(第二二二一四号)

同(黒田壽男君外三名紹介)(第二二二五号)

国東半島海岸堤防の災害復旧工事促進に関する請願(西村英一君紹介)(第二二二一一号)

三島、修善寺間道路幅員拡張の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二二二二号)

熱海、大場間を観光道路として改修工事施行の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二二二三号)

伊豆天城山、上大見間を有料観光道路として開設の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二二二四号)

土肥、沼津間道路改修工事施行の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二二二五号)

熱海、泉間道路改修工事施行の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二二二六号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全

介)(第二二二一四号)

伊豆松崎、子浦間道路改修工事施行の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二二二一六号)

伊東市、修善寺間を観光道路として改修工事施行の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二二二一七号)

伊東市に連合審査会開会要件に関する件

○篠田委員 ただいま上程の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置案、内閣提出第一六四号を議題といたします。前会に引き続き質疑を続行いたします。篠田弘作君。

○鈴木委員 ただいま上程の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置案、内閣提出第一六四号を議題といたします。前会に引き続き質疑を続行いたします。鈴木弘作君。

○篠田委員 ただいま上程の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置案、内閣提出第一六四号を議題といたします。前会に引き続き質疑を続行いたします。鈴木弘作君。

○鈴木委員 ただいま上程の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置案、内閣提出第一六四号を議題といたします。前会に引き続き質疑を続行いたします。鈴木弘作君。

かと存じます。しかしながら私どもの考え方といたしましては、その地上権に関する、将来地主なり、地上権者との間に争いが起りましたならば、地主権、地上権は消滅したものだという說をなす場合があるかと存じます。そういうような場合におきまして、私どもとしては、それが接收を受けた結果、これに対してはかかるべき方法を立てなければならぬと考えております。

○篠田委員 これは、農地解放の例を

とても相済まぬことでありますので、これに対してもかかるべき方法を立てとに相なりまするならば、これは何と

ても相済まぬことは、それが接收を受けた結果、これに対する方法を立てなければならぬと考えております。

○篠田委員 これは、農地解放の例を

とても相済まぬことは、それが接收を受けた結果、これに対する方法を立てなければならぬと考えております。

○根道政府委員 ただいまの説のこと

く、裁判所にまかせておくという考え方には毛頭持つておりません。ことに接

方につくつてありながら、たま／＼借家人の申出に對して拒否することがで

きないということが條文の上にはつきりうたわれておる。そういう法律が片

言いかえれば、当時の特別調達所とい

う一つの中間機関がそれを調べなかつた、あるいは調べるためにひまがな

かつたということになると私は思いますが、いずれにしても、権利者の、使

用権を持つてゐる者の責任ではない。

そういう国家あるいは政府機関の一つの手落ちあるいは怠慢というようなものによつて起つた被害が、直接そういう権利を持つた者に行つたが、それに

対して國家が何ら補償も仲介の労もとらない研究中でありますて、まだ的確

に補償の責に任じなければならぬと考えておりまします。今日までいろ／＼各方面の陳情等を受け、何とかしてこの救

濟処置を講じたいとも考えておりま

す。場合によりましては、法令等を設けてそういう権利を保護するという方

向にまで行こうと思つて、現在でもいろいろ研究中でありますて、まだ的確

に御答弁をする案を立てるまでに至つておらぬのであります。

○篠田委員 何か法令を設けてとあなたはおつしやるが、法令はちゃんとできてるのではないかですか。罹災し

れるか。あなたは調達所の長官だからたる者の關係については、当然この法令に准拠してやればよい。罹災しなけれ

ばそんなに土地をあけて行くわけはない。そういう關係については法律はで

きている。ただこの法律をどういうふうに適用するかということが問題であるから、あらためて法律をつくる必要

はあるが、それをひつておればそれでよいといふような答弁ではなしに、今後どう

うふうにそれを処理して行くつもりであるか、それをひつておればそれでよいといふような答弁ではなしに、今後どう

うふうにそれを処理して行くつもりであるか、それをひつておればそれでよいといふような答弁願いたい。

ただ筋が通つておればそれでよいといふような答弁ではなしに、今後どう

うふうにそれを処理して行くつもりであるか、それをひつておればそれでよいといふような答弁願いたい。

あなたの方の腹構えあるいは決心というものがたくさんおる。それが、國が敗戦の結果、進駐軍によつて使用されたといふことは、これは個人の問題じやなく

て、國家の一つの問題であると思いま

す。そこで國家としてもそれを守るた

めに——戦時中の法律があつたために、戦後において罹災都市借地借家臨時処理法といふことを新しくつくつて、借地人ある

いは借家人の権利を守つておる。この

罹災都市借地借家臨時処理法の第二條によりますと、直接地主がその土地な

ら土地というものを自分が使う場合、であつて、そういうものが来ないから

う意味はどういう意味か。また具体的

に言えば、この問題について都知事か

ら政府に對して陳情が出てゐるはずだ

が、この陳情の取扱いをどういうふう

にやつておられるか。

○長岡政府委員 率直にお答え申し上

げます。この問題については、先ほど長

官からも申しました通り、非常な御迷惑

が、この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

の立法をいたしますためには各關係

官とも十分協議をして、話のまとまつた

ところで法律案を提出することになる

のであります。ただいま申し上げまし

たようなことも一つの原因でございま

すし、戦争によつてほかのことと非常

な迷惑をこうむつておられるところも

あります。この問題は、ただいま法律はで

きました。従いましてその後の法律の秩

序というのもござりますたために、こ

この行政協定によつて一志坂上げられるかつこうになる。しかるに過去においてその善後処置といふものが、今調達庁長官並びに政府委員から言われたように、何も講ぜられておらない。ただ関係方面と十分の協議をしたあるいはほかにも迷惑をしておるものがあるのだから、そのくらいの迷惑はにらみ合してあたりまえではないかといつたような解釈をしておられる。ほかに迷惑というのはどういう意味であるか。なるほど戦争によつて死んだ人もあるだろうし、親を失つた人もあるだろ。しかし戦争の直後といえども日本には法律がなかつたわけではない。戦争に負けたからといつても、法治国であるから法律によつてあなた方は仕事をしておられたと思う。それならば接收されたのは当時の法律によつて接收され、あるいは契約された。これをまた当然法律によつて変更するなりあるいはその権利を保護してやるべきものである。関係方面と協議したといいましても、関係方面とはどういう方面であるか。單なる役人の間で協議しても、国民の基本的な権利がそれによつて守られない。協議したから責任は解除されるというものではない。もしそういうことが解決されないで次の法律をつくるということになれば、何ぼ政府がそういうことを要請しても、前にこういう事例がたくさんあつて、とてもこんなことは実行されないので、だから私の土地は遺憾ながら政府の要求に応ずることはできないといった場合に、政府はただ法律に基く権限によつて、それを国民から取上げたり、あるいは無理にそれを使用したりといふ

ことができるのかできないのか。これはすべて過去の問題が解決しておらぬといふところに今後の新しい法律をつくる上に重大な影響があると思う。あなたの方怠慢でないというが、私から見ればあなたの方ははつきりと怠慢である。関係方面と協議したというが、関係方面といふのはどういう方面と協議したか、それをはつきりしてもらいたい。またそれをはつきりしない限り、今後国民党が政府に対してそういう要求に応ずることができないといった場合に、あなたの方はそれに対してもういう处置をとるおつもりであるか、それをお聞きしたい。

は今日から見まするならば、あるいは強制的に取上げた、脅迫したといつたことをも起るのですが、当時いたしましては、実は皆手をあげておましめた状態であります。淮駐軍いたしましたので、その権力に基きまして、家なり土地を接收する権力を持つておました。その跡始末を日本政府に契約の形でまとめる、こういうことに相なりましたので、当时東京都なり特調が引継ぎまして、わかつております権利者と契約をいたしまして、地代なり家賃を支払つてくれという措置をとつて來たのであります。そのときに、ただいま御質問の通りの権利者なるものがそのままになつておる、こういう関係に相なつておりますので、新しくただいま提出いたしております法律におきましても、場合によりますと、同じような関係が起るのであります。折衝しようとしたします土地にやはり賃借権その他がついておりますので、同じ関係が起るのであります。これにつきましてはいろいろな場合を想像できますので、今後いたしましては、この條約発効という時期を廻しまして、この法律適用をいたします上におきましては、そういう権利者の権利侵害といふことのないよう、万全の措置をとるつもりでございますが、何分にも先ほど申し上げました通り、過去の分につきましては終戦直後、いわばどざくさに軍が入つて来まして、どかされた。これを特調が引継ぎました関係上、そのままになつておつた次第でございまして、救済の方法としてはただいま申し上げました通り、新しい立法をいたしまして、旧権利を生かす、あるいはできなければ、その措置によつて権利

者に損害を與えるものなら、損害を賠償するということの二方法によるほかにないのです。ただ関係方と協議しただけだというおしかりをこうむりますけれども、これはわれくといたましましては案も書いてみたのであります。これが先ほど申し上げます通りに、いろいろな意図が出て参りましたて、まだその法律を別に提出いたしましたとか、この法律の一部に加えるとかいうことができなかつたことを、非常に私としては遺憾に存じておる次第でござります。

○篠田委員 政府委員の説明によりまして、新しくできる法律にはそういう間違いが起らぬようにやるという御説明はよくわかりました。ただ借りた当時の実情が、ただいま政府委員の御説明の通り、われくも当時の状況というものはいやというほど知つております。従つて借りた当時の実情というのは、非常に困難な実情であつたということも了承できますし、進駐軍が軍の権力によつてほとんど、威嚇的という言葉は適當でないかも知れないけれども、強行して、ここをこれだけモーダー・ブルにするとか、この建物はおれが借りるとかいう実情を、われわれはそばにはいないが、想像にかたくありません。あなたの御苦心も私はよくわかります。しかし今後、できることは補償せられて、過去のものは終戦のときまであつたから、政府の責任がどうきさによって回避せられるというのでは私はないと思う。少くとも日本の本土において戦争が行われ

ておつたということであるならば、これは了承できるけれども、條約によつて進駐した軍隊との契約であつて、堅争の直後、もちろん戦争の延長ではあるけれども、同じどさくさでもとさくさが違うと思う。従つて今剝奪されておるところの借地人あるいは借家人の権利といふものは、やはり國法によつて守つてやらなければ、國民は安心して次の法律を守らなくなる。そういう意味合においてあなた方の御苦心よくわかります。ただいま政府委員の御説明の通り、政府が中間に立つて、その被害者の救済をする。それができなければ、損害賠償を國家によつてやつてやるという措置を、でき得る限り早く、あるいは今国会中にでもそういう法律の原案をつくつて提出されよう、希望申し上げておきます。私の質問はこれで終ります。

べてみますると、これに類似した法律には臨時特例に関する法律というような名前が随所につけられておるのであります。従つてこうした日米安全保障条約に基く問題は、日本といたしましては恒久的な問題でないことはもちろんのであります。従つてこれは上林山君が言ったような特別臨時措置法ということことで、ほんとうに臨時的な措置であるから、そういう法律の体裁をとることが、他の法律との均衡を保つ上からいってもむしろ妥当ではないかと思うのであります。もう一度この点をもう少し明確に御答弁を願いたいと思いますのであります。

○前田(業)委員 ただいまの点は名前のことでありまして、内容のことではないので、あまり私も固執しようとは思いませんので、このくらいにいたしておきます。

次にお尋ねを申し上げたいのは、この安全保険條約第三條に基いて行われますところの土地その他建物等の物件についての收用、使用等に関する問題であります。今までの接收されたものについては、今もいろいろお話をございましたが、日本が戦争に負けた連合軍側の上陸となり、無條件降服ということになつて、日本の主権の上に一つの大きい力が加わりまして、その主権をとられて行われましたので、接收等の言葉も使われ、いざこざなしに、一時的にしても土地、建物等もとられるのだと、いう感じでおつたわけであります。ところが平和條約が成立いたしまして、日米安全保険條約等についても、吉田総理大臣みずから、たびたび今議会においても、これは戦争に負けたということでなしに、お互いの信頼の上に立つた独立国としての條約だということを繰返されておるのであります。そういうことになりますと、接收という言葉では日本の国民の自尊心を傷つけ、こういうことであつてはならぬとわれくは考える。日本国とアメリカなどが対等の立場で條約を結んだ以上は、日本の国民に対しても、国内法で保護されるものについては対等な立場で取扱うということになりますと、接收などというようなことがあるべきものではないと思う。もちろん本

法律案にはそういう言葉はございませんけれども、そういう気持で本法律を適用され、あるいは行政措置が行われることになりますと、非常に日本の国民の自尊心を傷つけ、これは吉田内閣が国民に約束をし、表明したように、お互いの信頼の立場で日本の安全保障なり東洋の平和のために行うのだということとは違つたもののようにとられるのであります。従つて私がここで御質問申し上げたいのは、この法律によつて土地の使用、収用等が行われる場合においても、その所有権者に対して大体民法上の借上げ等のいわゆる使用條件、収用條件というものを十分認めやつて、納得させた上で行われなければならぬと思うのであります。従つてこういうような場合には、一例を申しますと、この家を米軍の使用のために借り上げたい、一時使用したい、だからそれを提供せいといふようなことになつた場合においても、所有権者がそれを承知するとか、あるいはいろいろな條件をつける場合があると思うのであります。たとえば建物の中に仮間がある、この仮間は先祖の位牌を安置いたした所である。こういう所へ米軍が土足で上つたりいろいろなことをされては困る、ここだけは特別の扱いをしろとか、いろいろな條件を付すような場合が私はあるのじやないかと思う。かつて占領軍がやつた場合は、どうかさがありまして、そういう条件もへましまない、遠くへ逃げて行つて、恐ろしいものには近寄らない方がよからうというので何も言わなかつたが、平和條約が成立した後の問題についてはそういうことはあり得べきも

のではないと思う。そういう場合の取扱いは、依然として接收という言葉を使い、あるいはそういう態度でやられるのかどうか。この点をもう少し明確にしてもらいたいと思う。

○根道政府委員 ただいまの御質問のように、今後の土地、家屋等の提供につきましては、従来の占領軍が接收するという観念に基いては全然いたしかるべきはないと思います。また原則的にこれは所有者との間の詰合いで、納得づくで契約を結んで行きたいと考えております。従つてその際に今仰せられたような諸條件を尊重する旨契約の中に書き入れるということも、十分考慮されるべきものだらうと私は考えております。ことに今後は従来の関係と違つて、日本政府が條約に基いてこれを借り入れて提供するという形になりますので、従来の関係とはすいぶん離れた自由さがある、また所有者の権利保護の道もあると考えております。またできるだけそういういたしたいと考えております。

ないと思うのであります。従つてこれはアメリカ軍との日本安全保障條約に基づく法律でありますから、英濠軍に対するこれと類似な問題につきましては、この法律は適用できないと思う。これらに對してはいかなる処置をおとりになる予定でありますか。

○長岡政府委員 この法律はただいま御指摘に相なりました通り、日本に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の關係を規律いたしたものでございまして、濠州軍に対しましては、この法律を適用することはないとわれべくも聞いておられます。濠州軍につきましては、御承知の通りに、講和條約が発効いたしまして九十日間は、前の進駐軍としての権能が残つております。この間の土地、建物の提供につきましては、従来の契約をこの四月一日から講和條約発効後九十日までということで、一應契約の條項に基きまして延ばしております。その後の問題につきましては、これはいづれ日本国政府と濠州側で何らかの話し合いかつくであろう、あるいは外務省側において相当考慮されているものだと思うであります。現状におきましては、まだこの状態がはつきりいたしておりませんので、これに対する措置はまだ考慮いたしていない次第でございまして、今後の條約關係と申しますか、話し合いがまとまりました上で、この措置を考究いたしたいと考えておる次第でございます。

○前田(樂)委員 そういたしますと、この英濠軍に対する問題は、外務省關係でお尋ねしなければならぬと思うのであります。が、今、特別調達所といたしましては、この英濠軍関係について、そういう方面で何か見通しだと

が、いろいろな調査だとかいうようなものについての資料になるようなものは、全然タッチしないからわからないという情勢なのでございましようか。まあ多少この程度まではこういう話があるのだというようなものがあるならば、この際お聞かせを願いたいと思ひます。

○**根道政府委員** 私どもをいたしましても、現実に英澤軍が将来ある期間おるというようなことになれば、何か处置を講じなければならぬと思つて、いろいろ調べて來たのであります。しながら責任ある筋、これは日本政府

○池田(堅)委員 昨日村瀬委員からの質問に対しましてこういう答弁があつたよう聞いております。大体この土地収用法を適用するという場合はごくまれな場合である。百のうち九十九まではお互いの折衝で何とか解決ができるそうである。従つてまず百のうちの一つか強権をもつて収用するというようなることになるのである。こういうような答弁をされているよう私聞いたのでありますが、実際にどういうことになりますか。全部強権で土地収用法を適用しなければならないことになりますが、その点をひとつお伺いたします。

○根道政府委員 昨日村瀬委員の御質問に対して申し上げたのであります
が、私はたとえ話を申し上げたので

す。百件の収用借上げ問題があるとき、九十九件までは話合いがうまく行つても、残りの一件というものがぜひ必要であつて、米軍側において、どうしても駐留の目的のために絶対必要だと言い、日本政府もそれをもつともだといふような事態になりましたときには、やはりその一件を処理するために法律は必要であるというふうに申し上げたのであります。またただいまの御質問におきまして、見込みはどうか、みんなが言うことを聞くか聞かぬかというような問題がござります。実際私どもが非公式にいろいろな方面から、あるいは現在の被接收者等からの話も聞きまして、何割とはつきり申し上げかねますが、相当数は、場合によつては現在のように流れて政府に貸し上げておいてもよろしいというような意見を言うおる者もあります。中には貸しておいてもよろしいが、家賃を少し上げてもらわなければ困るというような意見を表明しておる者もあります。これは現実に具体的に折衝に入りましたでは、一々明らかにすることができないわけであります。この法律ができましてこれを運用いたします場合に、いろいろなケースがあると思うのであります。貸してもよろしいけれども、値段において不満足である。あるいは法外なる要求をするものがないとぬというような場合も、相当起つて来ることがあるかとは考えております。

るならば、こんな法律をつくる必要はない。そんなならばあとは家賃の問題とか地代の問題が問題であるならば、何もそう苦労してこんな法律をつくる必要はないじやないです。あなたたちの手腕でもつてやつたらいいんじやないですか。そのくらいのことができないうといふ手はないじやないです。できないといふことがはつきりしておるからこういう法律が出て来たのではありませんか。(この点どちらなんですか。たとえば前田委員の質問に対しましては、強制的な收用、接收というようなことはやられては困る。こういうことに対しましてはできるだけそういうことはしたくない。したくないならばこんな法律はよしめたらい。ところがこういう法律を出して来るからには、日本国民は猛烈にそれに反対する。反対するから強権をもつて收用する、何が何でも收用する。こういう考えでこの法律を出して来たのじやないかと考えられますか、いかがですか。

いということは、私は申し上げることはできぬだらうと思ひます。

○池田(率)委員 ともかく必要だから、こういう法律を出して来たのでしようから、それはけつこうです。あと別に追迫いたしません。

法文について質問したいと思います。第三條の「その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は收用することができる。」この「適正且つ合理的」というのははどういう意味ですか。

○長岡政府委員 実はこの「適正且つ合理的」という言葉は、すでに公布になつております土地收用法にある言葉なのであります。率直に申し上げますならば、それをそのままこゝへ持つて申しますならば、これを出すことが無理からぬことである。出さなければなるまいということが判断されるときには、この法律によつて提供する、こういう考え方でおるわけであります。

○池田(率)委員 私がお聞きしたかつたのは、適正かつ合理的という価値判断といひますか、それは日本人の立場に立つか、アメリカの兵隊の立場に立つかの、ということなのです。日本人の立場に立てば、たとえば百のうち一つの反対があつても、反対があるということは、日本人の立場からいふと適正かつ合理的でないと判断しておるのです。アメリカの方から言うと飛行場として、あるいは軍港として適正あるとか、そういう立場でこれを廃止し

てもらいたいと日本の政府に要求する。そういう場合どつちの立場に立つて解釈すべきものか、こういうことを聞いておるのであります。

○根道政府委員 この場合は、この法案の表題にもありますように行政協定案の関係であります。安全保障條約に基づく日本の安全保障のための駐留軍であります。その駐留の目的のために米軍、あるいは米国政府においてぜひ必要であるから提供してくれぬかという相談が出て来るわけであります。その場合に日本側といいたしましては、行政協定に基づく合同委員会におきましては、これが譲せられるわけであります。この場合はもちろん日米双方対等の立場においてその事案を検討するわけであらうと思います。米軍の要求に対して、日本側委員として、その場合には日本側の諸般の事情を考慮して、向うの要求を拒否する場合がないとは限らない。あるいは向うの要求の変更を求める場合もあるかも知れないのです。しかししながら日本の防衛のために駐留軍が特に必要なと考え、また日本政府を代表する委員においてこれはもつともだ、やむを得ない、代替するものがないということがはつきりわかるような場合には、これはおそらく同調せざるを得ない。その場合に日本政府としても適正かつ合理的の場合と考へざるを得ないと思ひます。

○池田(憲)委員 この行政協定できましたことについて、合同委員会のようなものが、一つの飛行場なりその他の軍事基地建設の計画をやるとしても、この法律を実行するのは調達局であつた。調達局が適正かつ合理的であるといふような判断をするのが、この法律

にうたつてあるところでなかろうかと思うのであります。合同委員会が適正かつ合理的であると判断するというふうにこの三條を解してよいのですか。それとも調達局が判断するというふうに理解すべきか、その点を伺いたい。

○長岡政府委員 まことに適切な質問をいただきました。実はただいま長官が申し上げました通り、合同委員会でこの土地を使おう、この家はやむを得ないといふことがあります、この法律の建前といたしましては、合同委員会が決定したままでそのまま使用なり收用するといふ建前はとつております。合同委員会でそういう話がきまりました。それはその土地が必要だという判断をすきょうも先ほど長官が申し上げました通り、本政府として実行いたします場合は、昨日も申し上げました通り、また

土地收用法、つまり他人の土地建物の私権を公共の目的その他で制限しようという場合は、やむを得ないものといふことが原則なんです。私はこの第三條の、今池田さんの指摘したことはもつともだと思う。こういうハイカラな言葉を使うからわからぬので、必要やむを得ぬというような書き方にすればよくわかる。適正かつ合理的などと書くからわれ／＼が疑問を起し、百万言を費してこの條文について議論しなければならぬ。收用法は絶対にそれが必要なことについて成り立つてゐる。甲の土地を乙にかえられ、乙の土地が丙にかえられるということなら、私権で意味はわかるのであります。この條文に限つてこれはあまり適当ではない、そういうふうに私は考える。直す

○長岡政府委員 強制力を用います場合には、所有者の意思に反してやる場合のあることは当然でございますが、しかしだいま御指摘に相なりました通りに、事情によりましてこの土地は困る、この家はこういう関係で困ると思ひますか。はつきりお伺いしておきたいと思います。

○長岡政府委員 強制力を用います場合には、所有者の意思に反してやる場合の制限をするわけには行かない。それで意味はわかるのであります。この條文に限つてこれはあまり適当ではない、そういうふうに私は考える。直す

○長岡政府委員 ハイカラな言葉を使つたというおしゃりでございますが、実は国内措置といたしまして、從来の土地收用法によります場合でも、やはり大臣が義務を負つておるものに対し、内閣総理大臣の認定を受けるなしで、所有者の立場といふものは十分尊重して交渉もし、收用もいたしたいと考えておる次第でございます。

○池田(筆)委員 政府がそう言つても実際はどうなるか。これはもう今までのやり方がよく証明しておるので、ちしかもこれは出さなければなるまいということに相なりましたときには、この法律に規定いたしております通り、内閣総理大臣に申し出まして、さらに強制力を用いるところまで行かなければならぬかどうか、これが適正合理的なものであるかどうかかということを確認いたしまして、総理大臣の認定によ聞きたいのですが、適正かつ合理的

りまして提供することにいたしたい、こういう考え方で規定いたしておる次第でございます。元來土地收用法、つまり他人の土地建物の私権を公共の目的その他で制限しようという場合は、やむを得ないものといふことが原則なんです。ここでなくてはいかぬ、これでなければいかぬといふことが原則なんです。私はこの第三條の、今池田さんの指摘したことはもつともだと思う。こういうハイカラな言葉を使うからわからぬので、必要やむを得ぬというような書き方にすればよくわかる。適正かつ合理的などと書くからわれ／＼が疑問を起し、百万言を費してこの條文について議論しなければならぬ。收用法は絶対にそれが必要なことについて成り立つてゐる。甲の土地を乙にかえられ、乙の土地が丙にかえられるということなら、私権で意味はわかるのであります。この條文に限つてこれはあまり適当ではない、そういうふうに私は考える。直す

○長岡政府委員 強制力を用います場合には、所有者の意思に反してやる場合の制限をするわけには行かない。それで意味はわかるのであります。この條文に限つてこれはあまり適当ではない、そういうふうに私は考える。直す

○長岡政府委員 強制力を用います場合には、所有者の意思に反してやる場合の制限をするわけには行かない。それで意味はわかるのであります。この條文に限つてこれはあまり適当ではない、そういうふうに私は考える。直す

○長岡政府委員 調達局長と書きましては、この使用、收用の事務を担当いたしますのは調達局長でございますが、御承知の通り、從来は軍から関係上、調達局長と書いたのでございましたが、しかばね調達局長はかつてにやれるのか、こういう御質問でございまます。ですが、御承知の通り、從来は軍からだいま申し上げました通りに要求がございまして、これを出せといふことな話がきまりまして、一応この土地を提供するということになりますので、この法案には書いてございませんが、当然合同委員会の話し合いでございましたが、今度は合同委員会で話をききました。そこで、内閣総理大臣の認定を受ける、こういうふうに逆な立場に書いてあるところに、あくまでも調達局長といふものはアメリカの手先だということに考えられるのです。

○根道政府委員 ただいまのお話でございますが、調達局長はあくまで日本國の独立の機関でございます。もちろん調達厅長官の指揮監督下にある地方

の局長でござりますが、直接その地域における事務として扱うものが調達局长という意味において、ここに先に書き出しております。仕事の現実は、總理大臣より調達厅長官に伝わり、それがさらに調達局長に伝わって、調達局长がこの法令に基く行動をするわけであります。

○**田中翠委員** とするならば、第八條などは必要ないと思うのです。たとえば第八條は「土地等を使用し、又は収用する必要がなくなつたときは、調達局長は、遅滞なく、その旨を内閣總理大臣に報告しなければならない。」こんな必要がありましようか。あの飛行場の接收を解除するというようなことは、合同委員会でできるのですから、内閣總理大臣が一番早く知っているはずなんです。それを調達局長から報告を受けて内閣總理大臣がこれを知るという、そんなばかな話がありますか。

○**長岡政府委員** 第八條は、初め契約による措置をとりまして、それによつていよいよ／＼どうしてもこの土地はとれない、出してもらえない、強制力を用いなければならぬという見込みが立ちましたときにはこの措置をとのでございますが、さりとてその後におきましてこの強制収用または使用的措置の手続を進めておりましても、その後の情勢の変化と申しますか、所有者との間において話がつきまして、強制力を用いる必要がなくなる、こういう場合に、前に總理大臣の認定を得ておりますから、この法律に基いて強制使用なり收用をする必要がなくなつた。この場合に報告をさせなければなりませんのでこの規定を設けた次第でございます。決してアメリカ軍と調達局長が話

合いでやめようとかどうとかいうことを予想しておる規定ではないのです。

法がないのです、基準がないのです。あなたたちだつてそうでしょう、たゞなんと言えば就職する場合に月給はやるといつても、何ぼくれるかわからない辞令で、は安心できない。ですからこの法律について、これは国議員として少しおかしいと思う。大体のところでも国会に報告されない限り、これを審議することは、私は国議員として少しおかしいと思う。ですからそういう具体的な計画を急遽示してもらいたい。これはできるのですかできないのですか、それだけでも伺つておきます。

○長岡政府委員 地だけの土地が收用されるかということは、ただいまおきまし上げました通り、わかりましたとさにはもちろんお知らせするのであります。土地收用法の御審議の際におきましても、どれだけの土地が收用されるのか見当がついて初めて御決定になつたものではあるまいと思うのであります。この法律におきましても、收用する場合にはこういう手続をするのだと書きめましたので、ただいま御指摘の、月俸をきめずに云々と、こととは違ふと思うのであります。

○池田(翠)委員 土地收用法の場合には、川とか道路とか、まさか日本國中全部道路にしてしまうとか、川にしてしまうとか無鉄砲な計画はないのです。から、これはごく限定されたものです。國會議員である以上は、特に建設委員である以上は、どの程度の川、どの程度の道路をつくるかということはぢやんと頭の中に入つております。しかしこの場合にはわからぬのです。相手月俸をきめずに云々と、こととは違ふと思うのですからね。行政協

定の内容すらもわれ／＼に提示され
審議されなかつたのですから、どの程

かということについて、五里霧中だと
いうお答えですが、非常に無責任だと思
う。知らぬは亭主ばかりなりという
言葉がありますが、たとえば接收を予
定されているものとして伝えられるも
のは、農地八百六十一町歩、関係農
家十八戸と開拓地八千一百町歩、関係農
家一千二百九十九戸、合せて八千九百六
十一町歩の農耕地と一千三百十八戸の
農家が直接調達の対象とされていると
のことをすでに新聞紙が報道しておる
のであります。もしそういうことがな
いといたしますならば、かくのごとき
流言飛語に屬するところの報道を政府
は何らかの方法で取締るなり、これを
否定するなりしなければならないと思
いますが、これを政府は現在やつてお
らない。これらのものはおそらく何ら
かの根拠があつて発表したものと思わ
れるのでござりますが、政府はこれ以
上隠すことは、むしろ国民に対しても非
常にふまじめな態度であると言わなけ
ればならないと思うのであります。す
ぐに相当土地が接收されて使用されて
おる。この面積についてはまさか知ら
ないということは当局も言わないでござ
いましょう。それならば現在接收さ
れておる土地の面積あるいは建築物の
数量、これらのことを持て第一にお伺
いすると同時に、今回この法律を出す
に及んだのは、おそらくこれらのもの
では不足を感じるから、新しいこうい
う法律によつて接收、使用をやろうと
いうお考えであるとと思うのでございま
す。従つてむろん何百何十町歩あるい
は何百何十戸という正確な数がわから
なくとも、ある程度の数量に対する見
込みがなくして、少くとも国民の憲法
に保護されたる才産権に對して目當つ

に考えておる次第であります。なおまた部隊移動々々その他によつて演習地等が拡大するのではないか、そのため開拓農地等に影響を及ぼすというような御懸念でござりますが、どうのおりまます所は、いろいろな地理的諸條件等によりましてすでにきまつております。私、こういうことを申し上げてどうかと思うのでありますが、そういう部隊そのものの移動というものは、日本ののような狭い土地の中において行われ得べきものではなくて、そのままに存在するであろう。こう考えますと、演習地等においても、やはりそれに備わつた闊達がみんなあるのであります。演習地等においても、やはりそれまで仕事を披つておりますした経験から考えてまして、軍の計画等があるかもわかりませんが、それを離れまして考えますと、日本国民に迷惑を及ぼすような接收といふものは非常に減つて来る、返つて来る方がむしろ多い。半面に多少はみ出すものがないとは申し上げられませんが、そういう事例は、現在まで耳に入つておるところによりますれば非常に少うございます。その意味で、できるだけ御安心が願いたいと思ひます。

におきましては、相当部分の土地が接收され、收用されておるのであります。これはひとり宮城県の王城寺ヶ原町に限定しなくてもよろしいのであります。ですが、すでにこういうふうにたくさん接収されておる土地のうちで、相当部分が受けたのでございますが、そう解放してよろしくございます。

○長岡政府委員 先ほども繰返し申上げますように、どの土地を続けて使うか、返すか、あるいは新しくどこかを使うかということは、予備作業班で個々に当つておりますので、ただいま申し上げました答弁で、どこが返されるだらうという予想を申し上げますことは、非常に困難でございます。せつばんは現在ではまだはつきりいたしません。

○松本委員長 池田君。

○池田(善)委員 いろ／＼御答弁があつたのですが、そうすると、今まで接收された土地を解除し、あるいは新たに接収する、こういつた場合に、損失補償の規定が、この法案の中に入っていますが、どの程度の補償額を見積もっておりますが、その額をいつてもらつてはいるが、それは予算のどの項目から支出することになつてゐるのか、これをひとつ明確に御答弁願いたい。

○川田政府委員 新たに駐留軍のため補償については、現在九十二億の防衛費支出金の中にそれを含めて予算されておりますので、その補償の内訳になりますのは、現在のところ判明はいたしま

しませんが、いわゆる從來の接収土地、家屋の借上料に相當いたしますものが、九十二億の予算によつて補償されるわけであります。それからその借上料に相当する以外の特別の補償を必要といたします場合は、平和回復善後処理費百十億のうちから、これが補償される存じますが、大体この土地家屋等の借上げによります、ないしは買入れによります予算は、九十二億で処弁されると考えます。

○池田(藝)委員 九十二億というのは、ただ漠然と九十二億というふうに組んだのですか。それとも大体何町歩というとを予想されて、九十二億円ですか。その内訳はつきりしないと申しますけれども、基礎数字というものはあつたのだろうと思いますが、それはどうですか。

○川田政府委員 詳細な基礎の数字はございませんのですが、現在昭和二十六年度の接收不動産に要しました予算額が、六十億でございます。二十七年度におきましては、相当の不動産の接收解除に当たります減があると見ております。それからまた單価的に考えます場合に、不動産のいわゆる賃貸料の値上がりがあるのでないか。大体において従来の接收のベースによつていたしました借入れより、今度いわゆる自由な立場において借入れをいたします場合は、自然賃料においてもより有利な立場に所有者側が立つと、こういうことも、予算において見積つておるものと私は想像いたします。また從来は、借りれ一方でございました。今度は買上げという面もござりますし、買上げの協議がとのわないので場合は、收用と

いう実質は買上げになります手続をいたしますので、もとでありますと、いわゆる借賃であります。今度はその運動そのものの元本の償段を払わない。ならばないケースが出て参りますと、六十億のものが九十二億になります。自然内訳は、買上げになるものがどうくらいの割合になるかがはつきりと申しませんために、現在はつきりと申上げられないわけであります。

○池田(基)委員 借上料だけだと、いりますと、六十億円が九十二億円になつたのだから、大体これは五割以上在たに接收することになる、こういううにも考え方です。ところが、借上料が上るのだ、上るから九十二億円になるのだ、そうすると、借上料今までよりも五割増しになるのか、ういうことにもなるわけですが、しながら、その中にとにかく損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない」と法律にあります。補償額を、土地收用法では、たとえば農地の場合は一反歩五万円とか六万円といふような計算をして、この補償額というものが大体計算されてゐると思うのですが、その額は幾になつておりますか。

○長岡政府委員 ただいま財務部長から申し上げました通り、九十二億といふものを予定しておるのでございます。これははなはだ御満足の行かぬ答になると思うのであります。特謂の仕事は、従来もそうでございまが、他官厅の仕事と違いまして、自分で計画を立てまして、本年はこれだけの収用をする。本年はこれだけを返すという計画を立てるわけでございません。従来は御承知の通り、向うから

われましたものを譲達して出します。形なんであります。今後の問題は、先ほどから申し上げます通り、一応家屋等につきましては、相当のものが返るであろうということは想像いたしておりますが、アメリカ側と話をいたしまして、今年度はこれだけ返るというふうに申しますと、まだつきりいたしておりませんので、そういう数字に基きました予算は組みかねるのでござります。借貸等につきましては、われ／＼といたしましては、今後この法律によつて收用いたしますときには、委員会で、その近傍の類似の土地の値段、地代が標準行くよとにとりはからしいたいと考えております。もろん理論的にこれを考えますならば、この法律によつて非常に收用をするものが多くなる、金が足らなくなるということになりますならば、これはその際にかかるべき措置をとらなければならぬこととなるだらうと考えております。現在ではだいま申し上げます通りに、はつきりした数字に立脚してどうということを申し上げかねるのを、非常に遺憾に存する次第でござります。

勢に基くものであらう、そのためには今日国民は、おそらく駐留軍は相当長期間日本国にとどまる情勢にあるのではないかだろうか、こういうような非常な懸念を持つておるのであります。ところがこの説明書でいいますと、この法律の上では駐留軍の存在が臨時的と特にいつております。臨時的一時的なものであるとの前提のもとに使用を主として收用を従とする建前をとつております、こう説明されておるのであります。これだけ確信を持つて臨時的並びに一時的だ、こうおつしやつて、使用を主として收用の方は従として、臨時のござりますから、やがて短時間で引揚げて参りますれば、すぐ所有者に返る、こういうお見込みがあつてこの法律は出しておるのだということを、はつきりと明記しておるのであります。それを建前にしてこの法律を出しておるというのであります。従つて米軍がいつまで駐留するかという考え方、この使用を主とするか、あるいは收用を主とするかということの大いなかれ目になる法の根本的基礎の問題だろうと、こう思うのであります。その法の根本的基礎になるべきところの駐留の期間を、臨時的、一時的なものだ、こういう前提でこの法律を出したという以上は、岡崎國務相がただいまかつてな抽象的なお答えではなくて、かく／＼の事情で臨時的である、かくかくの事情で一時的であるから、これは使用を主として收用を従とするのだ。こういうふうにこれは出したんだろうと思うのであります。われ／＼、积迦に説法で皆さんに御説明するまでもないでござりますが、これは收用に対するところの補償金額と使用に対

する補償金額では、相当の差異がある。ということは申すまでもありません。従つてこれは長期にわたるということならば、單なる使用の補償では、使用者は收用を主とするというような法案になつて出て来なければならぬと思う。それはあります。長期であるならば、この法律の当否は別として、当然私たちは收用を主とするが、使用者を主として收用を従とすることは、これは一種のこまかしか、そうでなければ、政府が收用であれば多額の金額を要するから、そこで使用補償にしてできるだけ国家予算をわざで済ませう。しかし使用の期間だけは無制限にやつて行こう、いわゆる国民の犠牲にしてこの法律を執行して行こう。こういうふうに疑われてもしかたがないだらうと思う。従つてこれは法律の内容に關係いたしまないので、私はおそらくは臨時的一時的だという以上は、相當根拠あるものと思いますので、抽象的でなく、どういう事情に基いてこういうものを前提として法律を作成され、提出されたかということを、岡野国務大臣にもつと親切で責任のある答弁をお願いいたしたいと思います。

るものだ。その現実の必要によつて出すべきものを、この法律の適用期間が臨時的、一時的のものであるのか、相恒久性を持つておるものか、こうしたこと�이一体現実的に政府において認識されないでこの法律が出されるはずがない。当然政府は、この認識の上にて出せばこそ臨時的、一時的だとことを私は用いたのだろうと思つます。だから岡野国務大臣のそういうぞ望意見ではなく政府は、一休米軍はばれくらい駐留しておるかということを認めしておられるか、その認識について私は岡野国務大臣の御答弁を願いとと思うわけであります。

○岡野国務大臣　どうも私、御質問の趣旨がよくわからぬのでござります。駐留軍がいると、その駐留軍があるためにいろいろ必要があつてこの法律を出して行かねばならぬ。そうしてその時期の見通しはわからぬからとうお話でございますが、どうもあなたに端的に御質問していただきと、いか議論になるような感じがございまして……。

○佐々木更)委員 私の方で端的に時間をしてているのであります。あなたの方では臨時的、一時的だところから、臨時的、一時的だというのから、どれくらいの期間を想定して出したのか、私はこう質問している。ところがあなたは、国民党は米軍が早く撤退することを希望しているのだから、これから臨時的、一時的なだ、こういふあなたの方こそ実に曖昧模糊の答弁をされいる。端的に質問いたしますが、この法律の適用期間を何年から

あなたの方では予定して出しておりますか。
○岡野國務大臣 端的に申し上げます。先ほども申し上げましたように、日本はこの國際情勢下において、今の情勢においてはアメリカの駐留軍におつてもらわなければならぬ。そして、アメリカの駐留軍がおつてもらうのが、向うさんも早く帰りたい。こつとも早く帰つてもらいたいのでありますから、早いに越したことはあります。そうすればいつかということになります。それは國際情勢がとにかく收応して、もう駐留軍がいなくてはよれば、同時に日本の國力が國際情勢に至らなければ、駐軍は引揚げられないことになります。先ほど臨時のと言つた。

○松本委員長 佐々木君の御観点の違に基づく御意見は討論のときおつしつていただきことにして、大体質疑要點だけお願ひしたいと思います。

○佐々木(更)委員 観点の相違ではなく、政府は臨時的、一時的だと言つているのです。だからこの法律が臨的、一時的か、それとも長期にわたって適用されるかということは、補償などにも影響する。その点はいずれた岡野國務大臣にもう一度出でてもらって、質問することにいたしまして、ようはもう一つだけ具体的な問題にして御質問して、あとは次の委員会を越えて民衆に飛んで来るのです。従つて村民は戦々きよ／＼とこの王城寺ヶ原のできごとでございまが、米軍の射撃する砲彈が接收地のを越えて民衆に飛んで来るのです。従つて村民は戦々きよ／＼と

て仕事ができないというような状態に置かれておるのであります。私の解釈によりますと、米軍の接收地の使用と、その砲弾の着弾距離が接收の区域内でなければならないと解釈するのでございますが、その接收地内でも砲弾を撃ちさえすれば、その砲弾が一里向うに行こうと、三里向うに行こうと、さしつかえないものかどうか。もしさういうことになりますと、付近の住民は非常な不安に襲われると思うのであります。この点につきましては、現地から特調あるいは岡崎国務大臣等に対し、非常な陳情が参つていると思ひますが、一体政府はこの解釈をどうなさつて、またこういうものに對してどういうふうに教えてくださるのか。岡崎国務大臣がおいでになりますから、ひとつ御方針を示していただきたいと思ひます。

十分な補償の道を開いてくれとかいうことではなしに、これではあぶなくてしようがないから、とにかく接收地域以外にたまが飛んで来ないようにしてもらいたいというのでありますて、私はそれを聞いておる。そこで米軍の使用権というものは、砲弾の着弾が接收地域内にとどまるような権利ではないだろうか。とにかく接收地域の境界線のところで砲弾を撃たれたのは、何里も向うまで飛んで行くということになります。それはときによつてはそれだまもあるでありますようが、政府において、そのたまが接收地域以外に飛んで行かないような使用方法を、向うと折衝して、安全を保障してもらえないか、こういうことを私は質問しております。

質問は保留いたしまして、今日は一応これで切りたいと思います。

○小平(久)委員 私はごく簡単に二、三点だけ伺います。

先ほど第四條の規定が問題になりますが、先ほどの質問のうちにもありました通り、法の建前が逆に書いてあるような気がいたすのであります。そこで実際問題としては、合同会議によつて、どういう土地を收用するとか使用するとか、あるいはどういう家屋を收用、使用するということが大体はきまつて、それから具体的に調達局長の方に流れて行くというお話をしたが、しからば合同委員会で大体のことが決定するまでに、大体どういつた土地とか家屋を使用、收用するということについて、関係人や内外の意見を徵するということがあつてしかるべきだとわれわれは考えるのですが、そういう点はどういうふうに運ばれることになつておりますか。

○根道政府委員 今後そういうことにつきまして、具体的にどういうように運んで行くか、現在検討中であります。が、もちろん收用に移すようなことが起ります場合には、いろいろな方面から研究を積んだ上でやらなければならぬと思います。いきなり合同委員会なものにそれを持ち出して、高いところではほんとうではないと考えます。日本特調に流して、言うことを聞かなければ收用するというかっこに行なういうところを必要とするというような話合いが出て来ることかと思いま

○小平（久）委員 その点はなるべく長官の御説明のようなことに处置していただきたいと思います。そこでこの法案を見ますと、たとえば第四條において、調達局長は、使用あるいは収用の認定申請にあたりまして、関係人の意見書を付するとか、あるいは第六條において、内閣総理大臣が認定に関する処分を行う場合には、関係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見を求めることができるとか、同じく第六條の第二項においては、関係行政機関の長は内閣総理大臣に対して意見を述べることができるとか、こういうことが所々に見受けられるのであります。特に土地を使うという場合においては、目的にもよりますが、たとえば演習地を求めるというような場合には、相当広範囲にわたる場合があると思ふのです。そういう際には、例の国土開発等の関係で地方の公共団体等にも関係する面が非常に多いと思う。しかるに今申す通り、地方公共団体との関係などあまり具体的にうたつてないようではあります。が、この公共団体の長、町村長であるとか知事であるとか、そういう者の意見を徴するという方法はないのですか。実際にはするのです。しました通りに、合同委員会がいろいろあります。

る研究いたしまして処置はきめるのでありますから、おそらく合同委員会のきめますことと、実際に收用、使用いたしますことは一致するかもしません。合同委員会ではこれを強制力を用いて使用なり收用するかどうかということまでとはきめませんので、それを主管いたしております局長に流しまして、先ほど申し上げました通り所有者とよく打合せまして、話がつかぬまにはさらにもう一度この手続を踏みまして、強制力を用いてこれを收用することがしかるべきかどうかという再検討をいたします。場合によりますと、いろいろここに規定いたしております通りに、各方面——ただいまお話を公共団体の意見その他ももちろん事実上聞かなければならぬ、これを聞きました上で、あるいは合同委員会の再考を促すといったようなことも行われるかと思います。従いましてこの四條以下、局長は強制力を用いてやるという場合には、これだけの手続を踏んで、さらに適正合理的であるかということを再確認する、かように規定をいたしました次第でござります。

場合に、建物の使用が三年以上にわたるとき、及び今度は建物の使用に建物の形状を変更し從来用いた目的に供することを著しく困難にするとき、このときは今度は収用を請求することができるということになつておりますが、実はわれ／＼も多少経験があるのです。今までの接收の場合と、大体國が独立をしたならば接收も解除になるのじやないかということで、そこに大よそのひとつ目の不安があつたわけです。ところが實際問題としましては、独立が非常に延びましたから、たいへん延び／＼になつて今日にまで及んでおるわけです。今度の場合は——大体先ほどから臨時の、一時的と大分論議が闘わされました、見ようによつてはいつまで駐留するのかわからぬ。従つていつまで使用されるのかもわからぬというよう実際問題としてはなるのじやないかと思う。そこで建物の使用等については、第九條には特に「三年以上にわたるとき」ということがうたつてあります。大体期限を付してやるということを原則となさるのかどうかという点が第一点。それから長期にわたる場合は、当局としては一体何年ぐらいまで使用的契約をするのでしようか。それからなお収用を請求する場合であります、最初に短い期間で契約をしましても、次々に更改されて行つて長くなつてしまふというようなときには、そういう場合がおそらく予想されますので、使用されて、その使用の仕方によつて從来用いた目的に供することはたゞして著しく困難になるかどうかと、いうことが、所有者に初めからなか／＼見通しがつかないのでではないか。従つて、期限が切れてから政

○長岡政府委員 この点は、率直に申
し上げますと、われ／＼も非常に議論
いたしました。実はここ第九條には
府に買い上げてもらうというような道
はこの規定によつてはいわけです
か。

いま御指摘の通りに初めからわかりません。途中であるいは飛行場の滑走路となるとか、こういうときにはそのときに買取り請求権を認めるつもりで規定いたしましたのであります。

そういう際に利益の限度で国に納付させることについても、実際問題としてはなかなかむずかしいのではないかと思う。一体当局としては、利益の限度とかなんとかいうことは、どういう観点から算定をなさるおつもりなのか、この点を最後に承つておきます。

○長岡政局委員 この点は昨日も話が出たのでありますから、解除になりまし

独立が非常に伸びましたから、たいへん伸び／＼になつて今日にまで及んでおるわけです。今度の場合は——大体先ほどから臨時的、一時的と大分論議が闘わされました、見ようによつてはいつまで駐留するのかわからぬ。従つていつまで使用されるのかもわからぬ。

つきまして、これまでの経験から申し上げますと、中には、先祖からのものだから何年にわたつても絶対に売りたくないという地方もございます。しかし開拓者とかそのほかの関係で、ほかの土地に移らなければならぬということで買取り請求を要求されている向きが多分にございます。それでここに書きましたのは、收用委員会にかけましたときには、必ずしも期限がきまつたときには、必ずしも期限がきまるつ

用いた目的に供することが著しく困難になつたと、つまり過去の事実としてわかつたときは、要するに買取り請求ができるかどうかということが問題である。それを伺つたのです。

○長岡政府委員　ただいま私が御回答申し上げましたのもそのときには請求権を認めるというつもりであります。

○小平(久)委員　最後にもう一点伺います。第一、一筋の第三回、よろ

用等については、第九條には特に「三年以上にわたるとき」ということがうたつてあります。大体期限を付してやるということを原則となさるのかどうかという点が第一点。それから長期にわたる場合は、当局としては一体何年ぐらいまで使用の契約をするのでしようか。それからなお收用を請求する場合であります。最初に短い期間で契約をしましても、次々に更改されて行つて長くなつてしまふといふようなときには、そういう場合がおそらく予想されますので、使用されて、その使用の仕方によつて従来用いた目的に供することができたとして、著しく困難になるかどうかということは、所有者に初めからななか／＼見通しがつかないのではないか。従つて、期限が切れてから政

して、それで一年だからいつまでも買取り請求が起らないということでは所有者が非常に迷惑いたしますので、この括弧内にありますように、更新をいたしまして三年にわたっているときは買い取る。これはいつ買い取るかという問題と、それからどれだけの買取り請求が出て来るかということが予算面にも非常に大きな響きを與えますので、かように規定いたしまして、更新して三年になりますときは買取り請求ができるということにいたしました。契約いたしますときも、契約は大体一年を期限にいたしておりますので、この規定の趣旨によつて契約をいたしましても、三年になるというときにはやはり買取り請求を認めます。それから形状の変更ということは、ただ

用中に有益費が費された場合のこととが規定されております。その中に建物の所有者に利得を生じたときには、その限度において國に納付させる、こういう規定があるのであります。一応これほどもつとの規定のように私も見るのでですが、われ々の知つてゐる例によつても、ある住宅が換取された、ところが生活程度が違いますから、やれボイラーをつくるとかなんとか、日本人の普通の生活からいえば程度の高い施設に改造するわけです。こじきが赤裏といふことをいいますが、ただ返してもらつたのでは元の生活程度ではとてもやつて行けない、こういう例が非常に多いと聞いておる。従つたといふ有益費が出されて、建物としては客観的に見て値打は上つたかもしませんが、しかし、實際とられた人から見れば、これはむしろいい迷惑であつて、

の通りに直さなければならない。この点は従来とても十分心いたしまして、オーナーの納得の行くような措置をとつております。今後といえどもそれと同じつもりで措置いたしたいと考えております。

○松本委員長 本日はこの程度で散会いたします。

次会は追つて公報で御案内いたします。

午後四時二十四分散会

の通りに直さなければならない。この点は従来とても十分心いたしまして、オーナーの納得の行くような措置をとつております。今後ともそれと同じつもりで措置いたしたいと考えております。

○松本委員長 本日はこの程度で散会いたします。

次会は追つて公報で御案内いたします。

す。

午後四時二十四分散会

昭和二十七年四月二十五日印刷

昭和二十七年四月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷厅